

三陸の海を守るため、六ヶ所再処理工場放出水のトリチウム濃度を原発並み
規制にするよう関係機関に求めることについての請願

紹介議員 _____ 印

_____ 印

_____ 印

_____ 印

_____ 印

平成 27 年 3 月 12 日

岩手県議会議長 千葉 伝 様

(住所) 盛岡市山岸六丁目 3 6 番 8 号
(氏名) 三陸の海を放射能から守る岩手の会
世話人 永田文夫 印

(住所) 胆沢郡金ヶ崎町西根中村 3-1 7
(氏名) 放射線被曝から子どもを守る会・いわて
会長 菅原和博 印

三陸の海を守るため、六ヶ所再処理工場放出水のトリチウム濃度を原発並み規制にするよう関係機関に求めることについての請願

(請願要旨)

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場からトリチウムを除去せず全量を海洋へ放出することは容認できない。海洋流下流に位置する三陸の海を守るため、原発並みの放出水濃度限度規制を関係機関に求めること。

(請願理由)

福島第一原発事故による地下水バイパスによる汚染水の海洋放出について、東電は福島県漁連と協定しトリチウム濃度の上限を 1500 ベクレル/L とし了解を得ています。一方六ヶ所再処理工場は実際の使用済み核燃料を使用したアクティブ試験において、1 億 7 千万ベクレル/L の濃度のトリチウムを含む排水を 2007 年 10 月 2 日 585m³、同年 11 月 17 日 586m³を海洋へ放出しました。この排水の濃度は上記東電・福島県漁連間放出協定の濃度上限のなんと約 11 万倍に相当します。

日本原燃(株)の事業申請書によると六ヶ所再処理工場から海洋へトリチウムの放出量(管理目標値)は年に 1 京 8 千兆ベクレル (1.8×10^{16}) (= 1 兆 8000 億の 10000 倍) になっています。海洋へは、600 m³のタンクが満杯になれば沖合 3 km、水深 44m の放出口から放出されることになっています。本格稼働になれば年 800 トンの使用済み核燃料の処理が行われ、2 日に 1 度タンクから海洋へ放出されると推定されます。これらのことから推算すると放出水中のトリチウム濃度は約 1 億 6 千万ベクレル/L になり実際の放出とほぼ合致しています。これは原発放出濃度限度値 (6 万ベクレル/L) の約 2700 倍に相当します。

「その取扱う放射性核種が多様であるから再処理工場は特別に考慮する」という回答*がなされましたが、原発など原子炉等規制法該当施設を規制する「**線量限度等を定める告示**」には 1000 種以上の核種について「**周辺監視区域外の水中の濃度限度**」が定められています。この濃度限度は原発と同様放射性液体を排出する再処理工場の排水の濃度上限としても適用されて当然だと考えます。

また「**周辺監視区域外の住民の被ばく線量が年に 1 ミリシーベルト以下であり法的に問題なし**」とする回答*もなされました。しかし沖合 3 km、水深 44m から海洋に排水を放出し、工場周辺敷地境界における公衆の被ばく線量が年許容限度を下回るから問題なしとする考えは全く道理に合わない理屈です。海洋環境、海洋生態系、養殖物などの海産物はどうなってもよいのでしょうか。放出水による汚染の連鎖、すなわち海藻プランクトンや稚魚・小魚・鮭等の大きな魚に濃縮された放射性物質は結局人体に入り、その内部被曝(線源が体内にある場合)が憂慮されます。このような野放しの放出を認めることは、海産物を多く取り入れる日本の食文化の崩壊につながりかねません。環境基本法の目的や理念に逆行し、ひいては憲法の健康で文化的な最低限度の生活や、幸福追求権を蔑ろにするものではないでしょうか。福島原発事故を経験した今、環境省

や原子力規制庁は放射性物質の環境基準を定め放射性物質の放出濃度規制基準を定めるべきではないでしょうか。本格操業になれば一日おきにこの極端な高濃度のトリチウム汚染水が海洋へ放出されることが想定されます。これでは放出水の海洋流の下流に位置する岩手が誇る豊饒なる世界三大漁場の海が死んでしまいます。

かけがえのない海、その海によって生きるわれわれ日本人を放射能汚染から守るため、少なくとも原発で行われている放出水の濃度規制を再処理工場排水にも適用し、監督を強化していただきたくお願い申し上げます。

*今年1月30日参議院議員会館で行われた「六ヶ所・東海再処理工場の新規制基準適合性審査の強化等を求める要請」市民団体と政府との意見交換会における政府答弁より
<http://sanriku.my.coocan.jp/150130matome.html>